

基本的人権にもとづく行為 公務員にも政治活動の自由を

憲法あれこれ 6

一橋大学名誉教授 浜林 正夫



最近、ビラ配布中の国家公務員が国家公務員法違反で起訴されるという事件が起きました。

これは憲法「改正」を想定し、あきらかに公務員の運動を封じ込めようという狙いを持つものです。近く作成されるといわれる国民投票法案では、教育公務員だけでなく、すべての公務員の投票運動（選挙運動にあたるもの）を禁止することとされています。公務員や教員が持っている大きな影響力をあらかじめ封じておこ

うということですが。

地方公務員法第36条は、職員は政党などの結成に関与したり、その役員になつたり、これに加入するよう勧誘してはならず、また特定の政党や内閣などを支持または反対する運動をしてはならないと定めています。しかし、この規定は、職員の政治的中立性を保障し、行政の公正な運営を確保するためのものとされていいますので、あくまで公務員の遂行に関する規定と見るべきです。

確かに、公務員が公務を行なう際に政治的な信条に基づいて、ある仕事は一生懸命にやり、ある仕事は怠るというようなことがあつては困ります。

教員が政治的信条にもと

づいて生徒を差別してはならないことはいうまでもありません。しかし、公務員であっても私的な活動は自由です。個人として政治活動をおこなうことは、基本的人権にもとづく行為で、これを禁止することは憲法違反です。勤務時間外にビラを撒こうが、演説をしようが、公務とは何の関係もありません。

公務員労働者に対する労働基本権の制限や政治活動の禁止は、国際的にたびたび非難を受けています。諸外国では裁判官や消防署員のストライキも当然のこととしておこなわれ、フランスでは03年に外務省職員のスライキもありました。

公務員の政治活動を禁止するなどということは、ヨーロッパ諸国ではまったく論外です。公務員労働者の政治活動の自由を回復するために、皆で大きく声をあげていきましょう。